

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により平成30年2月に実施した平成29年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成30年3月20日

山形県監査委員 伊 藤 重 成  
 山形県監査委員 鈴 木 孝  
 山形県監査委員 武 田 一 夫  
 山形県監査委員 加 藤 香

## 第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関37箇所について、次のとおり実施した。

監査対象機関	実施年月日	担当監査委員	
内水面水産試験場	平成30年2月23日	伊藤委員	武田委員
教育センター	平成30年2月23日	伊藤委員	武田委員
寒河江高等学校	平成30年2月23日	伊藤委員	武田委員
谷地高等学校	平成30年2月23日	伊藤委員	武田委員
米沢東高等学校	平成30年2月23日	伊藤委員	武田委員
高畠高等学校	平成30年2月23日	伊藤委員	武田委員
長井高等学校	平成30年2月23日	伊藤委員	武田委員
山形豊学校	平成30年2月23日	伊藤委員	武田委員
村山特別支援学校	平成30年2月23日	伊藤委員	武田委員
ゆきわり養護学校	平成30年2月23日	伊藤委員	武田委員
楯岡特別支援学校	平成30年2月23日	伊藤委員	武田委員
米沢養護学校	平成30年2月23日	伊藤委員	武田委員
天童警察署	平成30年2月23日	伊藤委員	武田委員
寒河江警察署	平成30年2月23日	伊藤委員	武田委員
尾花沢警察署	平成30年2月23日	伊藤委員	武田委員
長井警察署	平成30年2月23日	伊藤委員	武田委員
病害虫防除所	平成30年2月23日	鈴木委員	加藤委員
図書館	平成30年2月23日	鈴木委員	加藤委員
青年の家	平成30年2月23日	鈴木委員	加藤委員
博物館	平成30年2月23日	鈴木委員	加藤委員
山形西高等学校	平成30年2月23日	鈴木委員	加藤委員
山形北高等学校	平成30年2月23日	鈴木委員	加藤委員
山形工業高等学校	平成30年2月23日	鈴木委員	加藤委員
上山明新館高等学校	平成30年2月23日	鈴木委員	加藤委員
天童高等学校	平成30年2月23日	鈴木委員	加藤委員
山辺高等学校	平成30年2月23日	鈴木委員	加藤委員
寒河江工業高等学校	平成30年2月23日	鈴木委員	加藤委員

村山産業高等学校	平成30年2月23日	鈴木委員	加藤委員
北村山高等学校	平成30年2月23日	鈴木委員	加藤委員
米沢興譲館高等学校	平成30年2月23日	鈴木委員	加藤委員
村山警察署	平成30年2月23日	鈴木委員	加藤委員

## 第2 監査結果

### (1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

#### イ 米沢東高等学校

(イ) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から4箇月を超えてしていないもの 1件

空調設備等保守点検業務委託

検査日 平成28年12月1日

請求書受理日 平成29年4月4日

支払日 平成29年4月27日

支払額 243,648円

#### ロ 山形北高等学校

(イ) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限から3箇月を超えて遅延しているもの 1件

トイレトペーパー等の購入

請求書受理日 平成29年7月31日

支払期限 平成29年8月14日

支払日 平成29年11月14日

支払額 41,040円

(ロ) 契約の締結又は履行が適切でないものがある。

(内容)

建設工事請負契約において、建設工事請負契約約款による契約保証金を徴すべきところ、徴していないもの 1件

管理棟污水管切回し工事

契約金額 2,494,800円

要契約保証金 249,480円

#### ハ 山辺高等学校

(イ) 執行管理体制が適切でないものがある。

(内容)

扶養手当について、毎年実施している確認事務が適切でなかったため、支給要件を欠いていたにもかかわらず支給し、そのうち時効消滅していない5年分を返納したもの 1件

扶養手当支給期間 平成17年2月から平成29年10月まで

事実確認日 平成29年10月30日

## 返納額

扶養手当	平成24年11月から平成29年10月までに支給した額の一部	759,000円
期末手当	平成24年12月から平成29年6月までに支給した額の一部	162,150円
勤勉手当	平成24年12月から平成27年6月までに支給した額の一部	50,700円
合計		971,850円

## ニ 米沢興譲館高等学校

(イ) 予算の計画的・効率的執行がなされていないものがある。

(内容)

郵便切手の在庫管理が適切でなく、合理的な理由もなく年度末現在高が年間使用額の50パーセントを超えているもの

平成28年度末現在高 107,341円 (53.6パーセント)

平成28年度年間使用額 200,136円

## (2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

### イ 支出

(イ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から2箇月を超えてしていないものがある。(米沢養護学校)

(ロ) 勤勉手当について、期間率の算定を誤り、返納を要するものがある。(米沢東高等学校、山辺高等学校)

### ロ その他

(イ) 前年度会計の監査において指導した事項について、改善の効果が不十分なため、同様の不適切な事務処理がある。(楯岡特別支援学校)